

26年度 保育料のお知らせ

4月からの保育料は下表のとおりです。

階層区分	年齢 (H26.3.31時点)		月額保育料 (円)			
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護受給世帯		0	0	0	
B	市民税非課税世帯		0	0	0	
C1	所得税が 非課税の 世帯	市民税が均等割のみ	7,870	5,310	5,310	
C2		市民税 所得割	10,999円以下	12,310	9,630	9,630
C3			11,000円以上	16,740	13,950	13,950
D1	所得税が課税されている世帯	所得税 2,499円以下	20,420	17,570	17,570	
D2		// 2,500円～ 9,999円	21,850	19,000	19,000	
D3		// 10,000円～ 24,999円	25,170	22,320	22,320	
D4		// 25,000円～ 39,999円	28,500	25,650	25,650	
D5		// 40,000円～ 54,999円	32,940	30,000	28,990	
D6		// 55,000円～ 69,999円	36,490	33,550	31,530	
D7		// 70,000円～ 84,999円	40,040	37,100	34,070	
D8		// 85,000円～ 102,999円	43,610	40,670		
D9		// 103,000円～ 222,999円	47,680	41,320		
D10		// 223,000円～ 342,999円	51,760	41,980		
D11		// 343,000円～ 412,999円	55,860			
D12		// 413,000円～ 519,999円	59,780			
D13		// 520,000円～ 626,999円	64,430			
D14		// 627,000円～ 733,999円	69,090			
D15		// 734,000円～ 843,999円	73,740	42,630	36,640	
D16		// 844,000円～ 953,999円	78,400			
D17		// 954,000円～1,063,999円	86,240			
D18		// 1,064,000円～1,173,999円	94,080			
D19		// 1,174,000円以上	101,920			

※ 同一世帯から2人以上の児童が入所する場合は、年齢の高い順に全額・半額・無料となります。

※ 表中の所得税と市民税は、4月～6月は24年(度)分、7月～翌年3月は25年(度)分となります。

※ 保育料は税制改正前の基準(年少扶養控除・特定扶養控除あり)を適用して算出します。

※ 住宅借入金等特別控除など、保育料算出の際は対象外となる控除があります。

お問い合わせ 子ども企画課
☎21-3270



介護保険課からのお知らせ

介護報酬の改定および利用者負担上限額の変更

消費税率の引上げに伴い、4月から介護報酬の改定が行われます。これに併せて、要介護度に応じた利用者負担の上限額が変更されます。

介護報酬改定による利用料の変更等については、介護サービス事業所や担当のケアマネジャーに直接お問合せください。

要介護度	利用者負担の上限額 (月額)	
	変更前	変更後
要支援1	4,970円	5,003円
要支援2	10,400円	10,473円
要介護1	16,580円	16,692円
要介護2	19,480円	19,616円
要介護3	26,750円	26,931円
要介護4	30,600円	30,806円
要介護5	35,830円	36,065円

介護保険料4月分の特別徴収の通知は省略

介護保険料が特別徴収(年金から引き去り)されている方は、2月と4月の保険料額が同額のため、4月分の通知を省略します。6月・8月分の保険料は変更がある場合のみ5月に通知します。10月・12月・2月分の保険料は7月に決定・通知します。

また、普通徴収(納付書で納める)の方は、4月と7月に通知します。

※ 転出・死亡などで保険料に変更がある場合は、別に変更通知書を送付します。

お問い合わせ 介護保険課

▷ 上限額の変更について ☎21-3024

▷ 保険料について ☎21-3033

▷ 保険料の納付について ☎21-3037

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事務局の設置

お問い合わせ 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金事務局 ☎21-3810 (4月1日開設)

消費税率が8%へ引き上げられることによる所得の低い方々や子育て世帯への負担の影響に対する臨時的・暫定的措置として支給される「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」の事務局を4月から設置します。

申請手続・支給の開始時期など、詳細につきましては、本紙5月号や市のHPでお知らせします。

配偶者からの暴力を理由に避難している方の手続き

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、一定の要件を満たしている方は、手続きをすることで、ご本人に給付金を支給することができます。該当と思われる場合は早めにご相談ください。